

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 条ただし書き以下の規定により、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する契約職員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則およびこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「契約職員」とは、一般契約職員および短時間契約職員をいう。
- 2 前項に定める契約職員の定義は次のとおりとする。
- (1) 一般契約職員 勤務時間が 1 日 7 時間 45 分および 1 週 38 時間 45 分で、かつ 1 年以内の期間を定めて雇用される者をいう。
- (2) 短時間契約職員 勤務日数が 1 月 16 日、または勤務時間が週 28 時間 45 分で、かつ 1 年以内の期間を定めて雇用される者（非常勤職員および日または時間を単位として雇用される者を除く。）をいう。

(権限の委任)

- 第 3 条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を、副理事長または指定する理事もしくは職員に委任することができる。

(規則の遵守)

- 第 4 条 法人および契約職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第 2 章 人事

第 1 節 採用

(採用)

- 第 5 条 契約職員の採用は、選考または競争試験によるものとする。
- 2 契約職員の採用に関し必要な事項は、別に定める。

(労働条件の明示)

- 第 6 条 法人は、採用しようとする契約職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。
- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業場所および従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間（以下「契約期間」という。）に関する事項
- (4) 更新に関する事項（更新しない場合の事由を含む。）
- (5) 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日ならびに休暇に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

- 第 7 条 契約職員として採用された者は、次の書類を速やかに法人に提出しなければならない。ただし、法人が提出を要しないと認めた場合には、この限りではない。
- (1) 誓約書
- (2) 履歴申立書（資格証明書類添付）
- (3) 通勤手当申請書および通勤経路届
- (4) 給与所得者の扶養控除申告書

- (5) 個人番号カードまたは通知カードおよび当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に定める書類（ただし、対面で本人確認を行う場合は原本を提示する。）
 - (6) その他法人が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、契約職員は、所定の書類により、その都度速やかに届けなければならない。

（提出書類の利用目的）

第 8 条 法人は、前条第 1 項の規定に基づき提出された書類（第 5 号の個人番号を除く。）を、次の各号の目的のため利用するものとする。

- (1) 配属先の決定
 - (2) 給与の決定
 - (3) 給与の支払いに必要な手続き
 - (4) 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入・変更等に必要な手続き
 - (5) 健康管理
 - (6) 表彰・懲戒
 - (7) 退職・解雇
 - (8) 災害補償
 - (9) 前各号の他、法人の諸規定を実施するために必要な事項
- 2 法人は、前条第 1 項第 5 号で取得する個人番号を、次の各号の目的のために利用するものとする。
- (1) 給与所得の源泉徴収関連事務
 - (2) 健康保険、厚生年金保険、国民年金第三号の届出・申請事務
 - (3) 雇用保険届出・申請事務
 - (4) 災害補償届出・申請事務

（契約期間と更新）

第 9 条 契約職員の契約期間は、1 年以内とし、個別に定める。

- 2 前項に定める契約期間の末日は、発令された日の属する年度の末日を超えることはない。
- 3 次の各号の範囲内で、労働契約を更新することがあり、当該労働契約の締結時に更新の可能性および更新の判断基準を通知するものとする。
- (1) 一般契約職員 当初の採用日から起算して 1 年（職員就業規則の適用を受ける職員の育児休業等に伴い採用された者にあつては別に定める期間）を超えない期間。
 - (2) 短時間契約職員 労働契約の更新（年度の末に行う次年度の労働契約の更新をいい、年度の途中で中断期間の後に締結される労働契約は除く。）は 4 回が限度で、かつ、引き続き契約期間は当初の採用日から起算して 5 年を超えない期間。

（無期雇用転換）

- 第 9 条の 2 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条に基づき無期雇用契約を締結した契約職員は、満年齢が 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職するものとする。ただし、定年年齢を超えて雇用される者が、無期雇用契約となった場合の退職の日は、無期雇用契約となった日以降の最初の 3 月 31 日とする。
- 2 無期雇用契約における契約職員の労働条件については、無期雇用契約への転換を申し出た日における労働条件を基本とすることとし、労使いずれかの申出により、労使双方の合意のうえ労働条件を変更することができる。

（評価および異動）

- 第 9 条の 3 契約職員の勤務成績については、評価を実施することができる。なお、評価の取扱については、必要に応じて別に定める。
- 2 理事長は、業務上の都合により契約職員に配置転換を命ずることができる。この場合において、契約職員は、正当な理由がないときは命令を拒否することができない。

第 2 節 退職および解雇

(退職)

第 10 条 契約職員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

- (1) 退職を申し出たとき 法人が退職日と認めた日
- (2) 死亡したとき 死亡日
- (3) 契約期間を満了したとき 契約期間満了の日
- (4) 行方不明のとき 行方不明の日から 30 日を経過した日

(自己都合による退職手続)

第 11 条 契約職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに文書をもって理事長に願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由により退職を予定する日の 30 日前までに退職願を提出できない場合には、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 契約職員は、退職を願い出ても退職するまでは、従来職務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。

(解雇)

第 12 条 契約職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した場合
- 2 契約職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。
- (1) 勤務成績または業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
 - (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、契約職員としての職責が果たし得ないと認められた場合
 - (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
 - (4) 職務遂行に必要な資格・免許を喪失した場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (5) 事業の運営上やむを得ない事情または天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小または部門の閉鎖等を行う必要が生じた場合
 - (6) 事業の運営上やむを得ない事情または天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合
 - (7) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合
- 3 前 2 項各号に掲げる事由により契約職員を解雇する場合には、事由を記載した説明書を交付する。

(不服申し立て)

第 13 条 理事長は、前条の規定により契約職員を解雇しようとする場合は、別に定めるところにより、不服申し立ての機会を与えることができる。

(解雇制限)

第 14 条 解雇制限については、労基法第 19 条の定めるところによる。

(解雇の予告)

第 15 条 解雇の予告については、労基法第 20 条および第 21 条の定めるところによる。

(退職時の責務)

第 16 条 契約職員は、退職する場合または解雇された場合には、法人が貸与している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職時等の証明)

第 17 条 退職時等の証明については、労基法第 22 条の定めるところによる。

第3章 給与

(給与の種類)

第18条 契約職員の給与の種類は、給料、通勤費、時間外勤務手当および休日勤務手当とする。

(給料)

第19条 契約職員の給料は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般契約職員の給料は日給月給とし、個別に定める。
- (2) 短時間契約職員の給料は月給、日給または時間による額とし、個別に定める。

(通勤費)

第20条 通勤費は公立大学法人滋賀県立大学契約職員通勤費支給細則に定めるところによる。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた契約職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第22条の規定により正規の勤務時間中に勤務した契約職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間が1週間につき38時間45分未満の契約職員については、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第44条の規定により、あらかじめ第41条により定められた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた契約職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（理事長が定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた契約職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
- 5 第44条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に契約職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

第 22 条 第 43 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる休日（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた契約職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間（第 44 条の規定に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。）、第 44 条の規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務を命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（給与の日割単価の算出）

第 23 条 給与の日割単価は、次の各号に定めるところにより算出する。

- (1) 契約職員の給与が月給により定められている場合の給与の日割単価は、給料を理事長が別に定める平均月間所定勤務日数で除して得た額とする。
- (2) 契約職員の給与が日給により定められている場合の給与の日割単価は、当該日給とする。
- (3) 契約職員の給与が時間給により定められている場合の給与の日割単価は、給料に所定勤務時間を乗じて得た額とする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 24 条 勤務 1 時間当たりの給与額は次の各号に定めるところにより算出する。

- (1) 契約職員の給与が月給により定められている場合（月当たりの勤務日数が指定され、かつ 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分である者に限る。）の勤務 1 時間当たりの給与額は、給料を月当たりの勤務日数で除して得た額を 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。
- (2) 契約職員の給与が月給により定められている場合（前項に定めるものを除く。）の勤務 1 時間当たりの給与額は、給料に 12 月を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 週を乗じて得た時間で除して得た額とする。
- (3) 契約職員の給与が日給により定められている場合の勤務 1 時間当たりの給与額は、給料を所定勤務時間で除して得た額とする。
- (4) 契約職員の給与が時間給により定められている場合の勤務 1 時間当たりの給与額は、当該時間給とする。

（端数処理）

第 25 条 給与支給額の総額に 1 円未満の端数がでたときには、円未満を四捨五入し処理する。

2 前 2 条に定める算出についても、前項と同様の処理を行う。

（給与の計算期間等）

第 26 条 給与および旅費の計算期間は毎月 1 日から末日までとし、支給日は翌月 10 日とする。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。

（給与の支払方法）

第 27 条 給与は、通貨によって直接本人に支払う。ただし、契約職員が希望し、法人が承認した場合は、本人が指定した本人名義の預金口座に振り込むことによって支払うものとする。

（給与からの控除）

第 28 条 給与は、その全額を通貨で直接契約職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、契約職員に給与を支給する際、給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 労基法第 24 条第 1 項後段に規定する労使協定によるもの

（中途採用および中途退職の取扱い）

第 29 条 月給で給与を支払うこととなる契約職員が給与計算期間の中途において採用された場合、または退職

または解雇された場合の給与の支給額は、第 23 条に規定する給与の日割単価に採用された月または退職したもしくは解雇された月の勤務日数を乗じて得た額とする。ただし、支給額は給料を上限とする。

(退職・解雇に伴う給与の支払い)

第 30 条 契約職員が退職または解雇された場合は、当該給与計算期間の給与支払日に給与を支払うものとする。ただし、当該契約職員または遺族等の請求があった場合は、請求があった日から 7 日以内に本人の権利に属する給与を支払う。

(遺族の範囲および順位)

第 31 条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲または順位は、労働基準法施行規則（昭和 22 年 8 月 30 日厚生省令第 23 号）第 42 条から第 45 条によるものとする。

(平均賃金)

第 32 条 労基法に定める平均賃金の支払が生じた場合の平均賃金は、支払い事由発生日直前の給与締切日以前 3 ヶ月間に支払われた給与総額を当該 3 ヶ月の暦日数で除して得た額とする。

(勤務を欠く場合の給料の減額)

第 33 条 契約職員が定められた勤務時間内において勤務を欠いた場合（有給の休暇として取り扱われる場合を除く。）は、その勤務しなかった時間に対応する給料は支給しない。

(期末手当および勤勉手当)

第 34 条 契約職員には期末手当および勤勉手当は支給しない。

(退職手当)

第 35 条 契約職員には退職手当は支給しない。

第 4 章 服務

(職務専念義務)

第 36 条 契約職員は、公立大学法人としての使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 契約職員は、この規則、関係規程または関係法令に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

(服務)

第 37 条 契約職員は次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令および法人が定める規則・諸規程等を遵守し上長の指示に従い、職場の規律を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 法人の名誉もしくは信用を傷つけ、その利益を害し、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはいけない。
- (3) 職務上知ることのできた機密情報、特定個人情報および個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 法人の敷地および施設内（以下「法人内」という。）で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (5) 理事長の許可なく、法人内で集会、演説、宣伝または文書画の配付、回覧、掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。
- (6) 退職または解雇された契約職員は、在職中に知り得た機密情報、特定個人情報および個人情報を漏らしてはならない。

(人権侵害の禁止)

第 38 条 契約職員は、いかなる場合にも、セクシュアル・ハラスメント、性差別、その他の人権侵害を行ってはならない。

2 人権侵害の防止のために必要な措置については、別に定めるところによる。

(苦情相談)

第 39 条 契約職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出および相談（以下「苦情相談」という。）をすることができる。

2 苦情相談に関し必要な事項は、別に定める。

(服務規律)

第 40 条 この章に定めるものの他、契約職員の服務規律については、公立大学法人滋賀県立大学職員服務規程の定めるところによる。

第 5 章 勤務時間、休日および休暇等

(所定勤務時間)

第 41 条 契約職員の勤務時間は次の各号のとおりとする。

(1) 一般契約職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分とし、始業、終業時刻および休憩時間については次のとおりとする。ただし、理事長は、所管業務の都合により必要がある場合には、始業、終業時刻および休憩時間を変更することができる。

始業時刻 午前 8 時 30 分

終業時刻 午後 5 時 15 分

休憩時間 正午から午後 1 時 00 分

(2) 短時間契約職員の勤務時間は、1 日 7 時間 45 分、または 1 週 28 時間 45 分の範囲内で個別に定める。ただし、理事長は、その定めた勤務時間について、所管業務の都合により必要がある場合には、1 週 28 時間 45 分を超えない範囲内でこれを変更することができる。

第 42 条 (削除)

(休日)

第 43 条 一般契約職員および短時間契約職員（勤務時間が週 28 時間 45 分である者に限る。）の休日は次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日（労基法第 35 条第 1 項に規定する法定休日とする。）

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(4) 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、前項に該当する休日を除く。）

2 前項第 1 号および第 2 号の休日は、週休日とする。

3 短時間契約職員（勤務時間が週 28 時間 45 分である者を除く。）の休日は個別に定める。

(休日の振替)

第 44 条 理事長は、契約職員に前条の規定に基づき休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第 41 条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、次項に定める勤務期間内にある勤務日を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、同条第 1 号本文の規定により勤務時間が割り振られた一般契約職員にあっては同号本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の 2 分の 1 に相当する勤務時間として理事長が定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、短時間契約職員にあっては同条第 1 号本文の規定により勤務時間が割り振られた一般契約職員との権衡を勘案して理事長が定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に掲げる勤務期間は、前項の規定の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

3 第 1 項の振替を行う場合には、休日は 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ連続勤務日数が 24 日を超

えないようにしなければならない。

(時間外勤務代休時間)

- 第 44 条の 2 理事長は、第 21 条の規定により時間外勤務手当を支給すべき契約職員に対して、労使協定により、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（第 43 条第 3 号および第 4 号に規定する日の正規の勤務時間ならびに前条第 1 項の規定により代休日とされた日の正規の勤務時間を除く。）の全部または一部を指定することができる。
- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された契約職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務をすることを要しない。

(所定勤務時間以外の勤務)

- 第 45 条 理事長は、業務の都合上必要があると認められる場合には、契約職員に所定勤務時間外または休日に勤務を命ずることができる。
- 2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第 41 条に規定する勤務時間を通じて 8 時間を超えるときは、第 42 条に規定する休憩時間にかかわらず、延べ 1 時間以上の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子の養育または 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族の介護を行う契約職員が請求した場合には、当該契約職員の正規の勤務時間外または休日に勤務する時間は、1 月に 24 時間、1 年に 150 時間を超えないものとする。
- 4 妊娠中または出産後 1 年を経過しない女性契約職員が請求した場合には、第 1 項に規定する所定勤務時間外勤務または休日に勤務を命じないものとする。
- 5 理事長は、3 歳に満たない子のある契約職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした契約職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 1 項に規定する所定勤務時間外勤務または休日に勤務をさせてはならない。

(深夜勤務)

- 第 46 条 理事長は、業務の都合上必要があると認められる場合は、契約職員に深夜の勤務を命ずることができる。
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育または要介護状態にある家族の介護を行う職員もしくは妊娠中または出産後 1 年を経過しない女性職契約員が請求した場合には、前項に規定する時間に勤務させてはならない。

(災害時等の勤務)

- 第 47 条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、その必要限度において、契約職員に正規の勤務時間外または休日の勤務を命ずることができる。この場合においては、労基法第 33 条第 1 項の手続きを必要とするものとする。

(休暇)

- 第 48 条 契約職員の休暇は、有給休暇（通常の給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。以下同じ。）および無給休暇（給与の支給を受けずに正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。以下同じ。）とする。
- 2 一般契約職員の有給休暇の理由および期間の基準は、別表 1 のとおりとする。
- 3 一般契約職員の無給休暇は、職員に与えることのできる特別休暇のうち、前項に規定する休暇を与える理由と同じ理由により与えられる特別休暇（公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程第 18 条第 2 項第 15 号に掲げる理由により与えることのできる特別休暇を除く。）を除いたものとし、与えることのできる期間の基準は、職員の例による。ただし同号に掲げる理由による無給休暇の期間の基準は、中学校就学の始期に達するまでの子を 2 人以上養育する場合において、有給休暇としての 5 日の外に当該中学校就学の始期に達するまでの子のための 5 日とする。
- 4 短時間契約職員の休暇の理由および期間の基準は、別表 2 のとおりとする。
- 5 契約職員（契約期間が 6 月以内となる契約職員を除く。）を新たに雇用する場合には、年次有給休暇の起算日（基準日という。）を雇用開始時期に応じて次の各号のとおりとし、最初の基準日に与える休暇日数のうち、勤

務時間による種別毎に別表 5 に規定する日数を雇用開始時に与える。この場合において、基準日においては、年次有給休暇付与日数から、雇用開始以降に使用した日数を減じて得た日数を与えるものとする。

(1) 当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに雇用されたもの 毎年 10 月 1 日

(2) 当該年度の 10 月 1 日から 3 月 31 日までに雇用されたもの 毎年 4 月 1 日

6 年次有給休暇、学校等行事休暇および看護休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

7 契約職員が、年次有給休暇を当該期間内に全部取得しなかった場合は、残りの休暇日数は、労基法第 115 条の規定により、次の期間に繰り越すことができるものとする。

(年次有給休暇の届出)

第 49 条 理事長は、年次有給休暇を契約職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、契約職員の届け出た時季に休暇を与えることにより業務の正常な運営に支障をきたすと認める場合には、他の時季に与えることができる。

2 契約職員は、年次有給休暇を取得する場合には、年次有給休暇簿（公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間規程」という。）別記様式第 1 号に定める年次有給休暇簿をいう。）により、理事長に対して事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることが困難であった場合には、事後速やかに、その事由を付して届け出なければならない。

(年次有給休暇以外の休暇の手続)

第 50 条 契約職員は年次有給休暇以外の休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ特別休暇願（職員勤務時間規程別記様式第 2 号に定める特別休暇願をいう。）により理事長に請求または申し出なければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求または申し出することができなかつた場合には、事後すみやかに、その事由を付して事後において承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休暇のうち産後休暇については、当該事由に該当した場合に付与する。

3 理事長は、休暇についてその事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業)

第 51 条 雇用された期間が 1 年以上である契約職員のうち、満 1 歳に満たない子の養育を必要とする者は、理事長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 育児休業の適用を受けることができる契約職員の範囲その他必要な事項については、公立大学法人滋賀県立大学職員育児休業等規程の定めるところによる。

(介護休業)

第 52 条 雇用された期間が 1 年以上である契約職員のうち必要のある者は、理事長に申し出て介護休業の適用を受けることができる。

2 介護休業の適用を受けることができる契約職員の範囲その他必要な事項については、公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程の定めるところによる。

第 6 章 研修

(研修)

第 53 条 理事長は、業務に関する必要な知識および技能を向上させるため、契約職員に研修の機会を与えることができる。

2 契約職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合は、研修を受けなければならない。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 54 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、表彰する。

(1) 業務成績の向上に多大の功労があったとき

(2) 業務上有益な発明または顕著な改良をしたとき

- (3) 災害または事故の際、特別な功労があったとき
 - (4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著であったとき
 - (5) その他特に職員の規範として推奨すべき実績があったとき
- 2 その他表彰について必要な事項は別に定める。

(懲戒の事由)

第 55 条 契約職員が次の各号の一に該当した場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 正当な理由なしに無断欠勤をしたとき
- (3) 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
- (4) 故意または重大な過失により法人に損害を与えたとき
- (5) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき
- (6) 法人の名誉または信用を著しく傷つけたとき
- (7) 素行不良で法人の秩序または風紀を乱したとき
- (8) その他法令および法人が定める諸規程に違反し、または前各号に準ずる行為があったとき

(懲戒の種類)

第 56 条 懲戒は、その程度に応じ、次の区分によるものとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させ、給与の一部を減額する。ただし、1 回の額は労基法第 12 条に規定する平均賃金の半日分、もしくはその総額が 1 給与支払期間の給与総額の 10 分の 1 を限度とする。
 - (3) 停職 始末書を提出させ、1 日以上 6 月以下として勤務を停止し、職務に従事させず、その間給与を支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職願いの提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けずに即時に解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において、行政官庁の認定を受けた場合には、解雇予告手当は支給しない。
- 2 第 13 条の規定は、前項各号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。
- 3 その他契約職員の懲戒の取扱いについては、公立大学法人滋賀県立大学職員の懲戒等に関する規程の定めるところによる。

(訓告等)

第 57 条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときには、訓告または嚴重注意を行うことができる。

(損害賠償)

第 58 条 契約職員が故意または重大な過失により法人に損害を与えた場合は、その損害の全部または一部を賠償させることができる。

第 8 章 安全衛生

(安全、衛生および健康の確保に関する措置)

第 59 条 理事長は、契約職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 契約職員は、安全、衛生および健康の確保について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）およびその他の関係法令に従うとともに、法人が行う安全、衛生および健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第 60 条 契約職員は、法人が行う安全、衛生に関する教育および訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第 61 条 契約職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、またはそのおそれがあることを知ったときは、緊

急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全および衛生に関する遵守事項)

第 62 条 契約職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全および衛生について理事長の命令に従い、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全装置、消防設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第 63 条 契約職員は、採用時および毎年 1 回定期的に行う健康診断のほか、必要に応じて行う臨時の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、契約職員に就業の禁止、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 契約職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第 64 条 契約職員は、自己、同居人または近隣の者が伝染病にかかりもしくはその疑いがある場合は、直ちに上司に届け出てその命令に従わなければならない。

- 2 前項の届出の結果必要と認める場合には、当該職員に就業の禁止を命ずることができる。

(規程委任)

第 65 条 本章に定めるもののほか、契約職員の安全、衛生および健康の確保に関する取扱いについては、公立大学法人滋賀県立大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第 9 章 出張

(出張)

第 66 条 業務上必要がある場合は、契約職員に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命じられた契約職員が出張を終えたときには、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(旅費)

第 67 条 前条の出張に要する旅費に関しては、公立大学法人滋賀県立大学旅費規程の定めるところによる。

第 10 章 災害補償等

(業務災害)

第 68 条 契約職員の業務上の災害については、労基法および労災法の定めるところにより補償を行う。

(通勤災害)

第 69 条 契約職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより保険給付を行う。

付 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日において滋賀県立大学を勤務場所として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 22 条第 2 項または地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき任用されていた臨時的任用職員または滋賀県立大学事務取扱嘱託員設置要綱その他の滋賀県立大学を勤務場所とする地公法第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく特別職の非常勤の地方公務員を設置する要綱に基づき任用されていた嘱託員（以下「移行対象臨時職員等」という。）が、引き続きこの規則の適用を受ける契約職員となった場合には、第 6 条第 3 号および第 4 号において労働条件で特別な定めをする場合

を除いて、この規則の施行の前日の移行対象臨時職員等の職となった日を第9条第3項各号に規定する当初の採用日とみなしてこの規則を適用する。

- 3 移行対象臨時職員等が、引き続き法人の職員となった場合における施行日前の年次有給休暇および特別休暇の取得日数は、施行日において、これを承継する。
- 4 前2項に規定するもののほか、移行対象臨時職員等が、引き続き法人の職員となった場合における施行日前の移行対象臨時職員等に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別表1の2無給休暇の病気休暇の規定による特別休暇を取得している一般契約職員の当該特別休暇の引き続く期間については、別表1の2無給休暇の病気休暇の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該特別休暇の引き続く期間の末日がこの規則の施行の日から起算して90日を経過する日後となるときは、当該特別休暇の引き続く期間の末日は、当該90日を経過する日またはこの規則の施行の際現に承認を受けている期間の末日のいずれか遅い日とする。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表1 1有給休暇その他第4項、別表2 2無給休暇その他第4項および別表3 2無給休暇その他第1項の規定は、平成21年5月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、別表1 1有給休暇その他有給休暇第8号の規定は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 48 条第 2 項一般契約職員有給休暇関係)

有給休暇の種類	理 由	付与単位	期 間
年次有給休暇	(1) 契約期間が 6 月以内となる一般契約職員に与えるとき	1 日または 1 時間	契約期間 6 月につき 3 日
	(2) 労基法第 39 条の定めるところにより、一般契約職員（前号による一般契約職員を除く。）が第 48 条第 5 項に定める基準日まで継続勤務した場合に与えるとき		別表 5 に規定する日数
療養休務	業務上の負傷もしくは疾病または通勤による負傷もしくは疾病のため療養を要すると認められる場合	—	その療養に必要と認められる期間
親族の死亡	親族（別表 3 の親族の欄に掲げる親族に限る。）の死亡により休暇を願い出た場合	—	別表 3 の死亡した者の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	—	7 月から 9 月までの期間内における契約月数 1 月につき 2 日の割合とした原則として連続する 6 日の範囲内の期間
学校等行事休暇	一般契約職員（6 月以上継続して雇用されることとなる者に限る。次項において同じ。）の子（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童および配偶者の子を含む。）の在籍する学校等が実施する行事であって、当該子に係るものに出席する場合	1 日または 1 時間	子 1 人につき 1 の年度で 2 日以内
看護休暇	一般契約職員が、負傷し、もしくは疾病にかかった配偶者、父母、子（児童福祉法第 27 条第 1 項の規定により里親に委託された児童を含む。）、配偶者の父母もしくは公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程第 2 条第 2 項第 5 号または第 6 号に規定する者の世話または中学校就学の始期に達するまでの子（児童福祉法第 27 条第 1 項の規定により里親に委託された児童および配偶者の子で同居しているものを含む。）の疾病予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種または健康診断を受けさせるため勤務をしないことが相当であると認められる場合	1 日または 1 時間	1 の年度で 5 日以内
その他	(1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による入院または交通の制限もしくは遮断 (2) 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断または職員の現住居の滅失もしくは破壊 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、交通機関の事故その他の不可抗力の事故	—	必要と認める期間

	<p>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</p> <p>(5) 選挙権その他公民としての権利の行使</p> <p>(6) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 25 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条もしくは第 29 条または水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 17 条の規定するところに従い、これらの業務に協力する場合</p> <p>(7) 骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
--	--	--

※夏季休暇を除き、休暇の期間として一定の日数、週数で示されているものは、その期間中における休日および休日を振り替えた日を含むものとする。

別表 2（第 48 条第 4 項短時間契約職員休暇関係）

1 有給休暇

有給休暇の種類	理 由	付与単位	期 間
年次有給休暇	労基法第 39 条の定めるところにより、短時間契約職員が第 48 条第 5 項に定める基準日まで継続勤務した場合に与えるとき	1 日または 1 時間	別表 5 に規定する日数
療養休務	業務上の負傷もしくは疾病または通勤による負傷もしくは疾病のため療養を要すると認められる場合	—	その療養に必要と認められる期間
親族の死亡	短時間契約職員（6 月以上継続して雇用されることとなる者に限る。）の親族（別表 3 の親族の欄に掲げる親族に限る。）の死亡により休暇を願い出た場合	—	別表 3 の死亡した者の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
夏季休暇	短時間契約職員が夏季における心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため休暇を願い出た場合	—	7 月から 9 月までの期間内における雇用月数 1 月につき 2 日の割合とした原則として連続する 6 日の範囲内の期間
学校等行事休暇	短時間契約職員（6 月以上継続して雇用されることとなる者に限る。次項において同じ。）の子（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童および配偶者の子を含む。）の在籍する学校等が実施する行事であって、当該子に係るものに出席する場合	1 日または 1 時間	子 1 人につき 1 の年度で 2 日以内

看護休暇	短時間契約職員が、負傷し、もしくは疾病にかかった配偶者、父母、子（児童福祉法第 27 条第 1 項の規定により里親に委託された児童を含む。）、配偶者の父母もしくは公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程第 2 条第 2 項第 5 号または第 6 号に規定する者の世話または中学校就学の始期に達するまでの子（児童福祉法第 27 条第 1 項の規定により里親に委託された児童および配偶者の子で同居しているものを含む。）の疾病予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種または健康診断を受けさせるため勤務をしないことが相当であると認められる場合	1 日または 1 時間	1 の年度で 5 日（中学校就学の始期に達するまでの子を 2 人以上養育する場合は、有給休暇としての 5 日に当該中学校就学の始期に達するまでの子ための無給休暇としての 5 日を加えた日数）以内
その他	(1) 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断 または職員の現住居の滅失もしくは破壊 (2) 交通機関の事故その他の不可抗力の事故 (3) 選挙権その他公民としての権利の行使	—	必要と認める期間

※夏季休暇を除き、休暇の期間として一定の日数、週数で示されているものは、その期間中における休日および休日を振り替えた日を含むものとする。

2 無給休暇

無給休暇の種類	理 由	付与単位	期 間
産前休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に 出産する予定である女性短時間契約職員が申し出た 場合	—	出産の日までの申し出た日 数
産後休暇	女性短時間契約職員が出産した場合	—	出産の日の翌日から 8 週間を 経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性短時間 契約職員が就業を申し出た 場合において、医師が支障が ないと認めた業務に就く期 間を除く。）
生理休暇	女性短時間契約職員が、生理日の勤務が著しく困難 であるとして請求した場合	—	必要と認める期間
育児時間	生後 1 年に達しない子を育てる女性短時間契約職員 が、その子の育児のための時間を請求した場合	—	1 日 2 回それぞれ 30 分
その他	(1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医 療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）によ る入院または交通の制限もしくは遮断 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への 出頭 (3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 25 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号） 第 4 条、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条もしくは第 29 条または水防法（昭和 24 年法律 第 193 号）第 17 条の規定するところに従い、こ れらの業務に協力する場合	—	必要と認める期間

	<p>(4) 骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(5) 妊娠中または出産後 1 年以内の短時間契約職員が医師、助産師等の保健指導または健康診査を受ける場合</p> <p>(6) 公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程第 2 条第 1 項に規定する要介護状態にある者の介護その他の世話をを行う短時間契約職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
--	---	--

別表 3 (別表 1・別表 2 親族の死亡関係)

死亡した者		日 数
血族	配偶者	10 日
	父母	7 日
	子	5 日
	祖父母	3 日 (契約職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日)
	孫	1 日
	兄弟姉妹	3 日
	おじまたはおば	1 日 (契約職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日)
姻族	父母の配偶者または配偶者の父母	3 日 (契約職員と生計を一にしていた場合にあつては、7 日)
	子の配偶者または配偶者の子	1 日 (契約職員と生計を一にしていた場合にあつては、5 日)
	祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1 日 (契約職員と生計を一にしていた場合にあつては、
	兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	3 日)
	おじまたはおばの配偶者	1 日

別表 4

社会に貢献する活動	
ア	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
イ	障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかった者（以下「障害者等」という。）に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が定めるものにおける活動
ウ	地方公共団体がイに掲げる施設以外において専ら障害者等に対する介護その他の支援を行うことを目的として主催する行事に参加して行う活動
エ	アからウまでに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
オ	国または地方公共団体等が主催し、または後援する地域の環境を保全する事業に協力する活動
カ	国、地方公共団体その他青少年の健全育成を図ることを目的とする団体が主催し、または後援する青少年の健全育成を図る活動

別表 5

勤務時間による種別		1月の勤務日数が16日である 短時間契約職員	左記以外の契約職員
継続勤務期間	6箇月 (うち、雇用開始時に付与される日数)	7日 (2日)	10日 (3日)
	1年6箇月	8日	11日
	2年6箇月	9日	12日
	3年6箇月	10日	14日
	4年6箇月	12日	16日
	5年6箇月	13日	18日
	6年6箇月以上	15日	20日